

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成26年3月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成26年6月20日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	531,664,337	同左	—	—

（注）平成25年12月19日開催の取締役会決議により、単元株式数は、平成26年4月1日をもって、500株より100株に変更しております。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	150（注）1	126（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000（注）1	63,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 （1株当たり1）（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月23日～ 平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p>	

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を平成18年9月1日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	109 (注) 1	94 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,500 (注) 1	47,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月2日～ 平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,454 資本組入額 727	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、平成37年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p> <p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。
 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成19年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	134 (注) 1	125 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000 (注) 1	62,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月23日～ 平成39年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,635 資本組入額 818	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年7月1日より平成39年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成20年8月18日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	163 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日～ 平成40年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,419 資本組入額 710	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年7月1日より平成40年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成21年8月4日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成21年8月19日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	310 (注) 1	296 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155,000 (注) 1	148,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月20日～ 平成41年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 776 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成40年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年7月1日より平成41年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年8月11日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成22年8月27日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	348 (注) 1	344 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174,000 (注) 1	172,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月28日～ 平成42年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 664 資本組入額 332	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 - (a) 平成41年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年7月1日より平成42年6月30日まで
 - (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成23年8月8日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成23年8月23日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	456 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	228,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月24日～ 平成43年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成42年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年7月1日より平成43年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成24年8月7日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成24年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	561 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月23日～ 平成44年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 518 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 - (a) 平成43年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年7月1日より平成44年6月30日まで
 - (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成25年8月7日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成25年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	515 (注) 1	496 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	257,500 (注) 1	248,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月23日～ 平成55年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 678 資本組入額 339	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

当事業年度末に当社の執行役を退任した5名に割り当てられた新株予約権の内、19個(9,500株)は、返還されております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、（注）4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成54年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成54年7月1日より平成55年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年5月11日 (注)	—	531,664,337	—	37,519	△21,908	135,592

(注) 平成18年5月11日開催の取締役会において、資本準備金を21,908百万円減少し、欠損填補することを決議しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数500株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	82	56	366	480	11	25,196	26,191	—
所有株式数 (単元)	—	396,275	27,076	36,111	476,833	14	123,675	1,059,984	1,672,337
所有株式数の 割合 (%)	—	37.38	2.55	3.41	44.98	0.00	11.67	100.00	—

- (注) 1 自己株式16,720,688株は「個人その他」の欄に33,441単元及び「単元未満株式の状況」の欄に188株含めて記載しております。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ31単元及び436株含まれております。
- 3 単元株式数は、平成26年4月1日をもって、500株より100株に変更しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	30,054	5.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	28,950	5.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	13,945	2.62
ジェービー モルガン チェース バンク 385167 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	11,948	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井 住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,875	2.23
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	11,409	2.14
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2-2-2	10,801	2.03
サジヤツプ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	10,730	2.01
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社)	東京都中央区晴海1-8-11	9,040	1.70
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	7,254	1.36
計	—	146,009	27.46

(注) 1 当社は、自己株式16,720千株を保有しておりますが、上記の表には含めておりません。

2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である株式会社三菱東京UFJ銀行ほか3名の共同保有者から大量保有報告書により当社の株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は平成26年3月28日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有割合 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-1	49,660	9.34

3 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は平成25年7月31日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有割合 (%)
テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (共同保有)	バハマ連邦、ナッソー、ライフ オード・ケイ、BOX N-7759	39,184	7.37

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,720,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 513,271,500	1,026,543	—
単元未満株式	普通株式 1,672,337	—	1 単元 (500株) 未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,026,543	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に15,500株 (議決権31個)、
「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。

2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に188株含まれております。

3 単元株式数は、平成26年4月1日をもって、500株より100株に変更しております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) コニカミノルタ(株)	東京都千代田区丸の内 2-7-2	16,720,500	—	16,720,500	3.14
計	—	16,720,500	—	16,720,500	3.14

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、旧商法及び会社法に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが平成17年6月24日開催の当社定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役23名、合計26名 尚、執行役23名のうち、取締役兼執行役は5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づき平成18年8月16日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成18年8月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役20名、合計23名 尚、執行役20名のうち、取締役兼執行役は6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定)
 会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づき平成19年8月7日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成19年8月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名(社外取締役を除く)及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定)
 会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づき平成20年7月22日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名(社外取締役を除く)及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年8月4日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成21年8月4日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成21年8月4日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年8月11日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成22年8月11日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成22年8月11日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成23年8月8日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成23年8月8日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成23年8月8日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成24年8月7日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成24年8月7日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成24年8月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成25年8月7日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成25年8月7日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成25年8月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役24名、合計27名 尚、執行役24名のうち、取締役兼執行役は4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
取締役会 (平成26年1月30日) での決議状況 (取得期間 平成26年1月31日～平成26年4月30日)	20,000,000	20,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	15,365,000	15,772,717
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,635,000	4,227,282
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	23.18	21.14
当期間における取得自己株式	4,414,400	4,227,262
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 平成26年1月30日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は、平成26年4月14日 (約定ベース) をもちまして終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	37,953	34,142
当期間における取得自己株式	770	712

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求に応じ処分した取得自己株式)	813	774	79	67
その他 (新株予約権の権利行使に応じ処分した取得自己株式)	27,500	27	33,000	33
保有自己株式数	16,720,688	—	21,102,779	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得及び処分による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

剰余金の配当等の決定に関する方針といたしましては、連結業績及び成長分野への戦略投資の推進等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ継続的に利益還元することを基本としております。具体的な配当の指標としましては、連結配当性向25%以上を中長期的な目標としております。自己株式の取得につきましては、当社の財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策の一つとして適切に判断してまいります。

また、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。配当の回数につきましては会社として基本的な方針を定めておりませんが、定款上、毎年3月31日、9月30日及びその他の基準日に剰余金の配当ができることとしております。

当事業年度の剰余金の期末配当は、予定通り1株当たり7円50銭の配当としております。第2四半期末配当10円（普通配当7円50銭、記念配当2円50銭）と合わせた年間配当金は、1株当たり17円50銭となりました。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年10月31日 取締役会決議	5,303	10.00
平成26年5月9日 取締役会決議	3,862	7.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(単位：円)

回次	第106期	第107期	第108期	第109期	第110期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高	1,141	1,267	741	784	1,140
最低	727	580	484	491	630

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(単位：円)

月別	平成25年 10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
最高	875	1,037	1,051	1,140	1,133	1,080
最低	782	827	951	1,001	979	890

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況（提出日現在）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長	松崎 正年	昭和25年7月21日生	昭和51年4月 当社入社 平成10年5月 情報機器事業本部システム開発統括部第一開発センター長 同 15年10月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)取締役 同 17年4月 当社執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター(株)代表取締役社長 同 18年4月 当社常務執行役 同 18年6月 取締役兼常務執行役 同 21年4月 取締役兼代表執行役社長 同 26年4月 取締役兼取締役会議長(現)	注3	65
取締役	—	山名 昌衛	昭和29年11月18日生	昭和52年4月 ミノルタカメラ(株)入社 平成14年7月 ミノルタ(株)執行役員経営企画部長 同 15年8月 当社常務執行役 同 15年10月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)常務取締役 同 18年6月 当社取締役兼常務執行役 同 23年4月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)代表取締役社長 同 25年4月 当社取締役兼専務執行役 同 26年4月 取締役兼代表執行役社長(現)	注3	25
取締役	—	近藤 詔治	昭和17年12月6日生	昭和40年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成9年7月 トヨタ自動車株式会社取締役 同 13年6月 同社常務取締役 同 15年6月 日野自動車株式会社取締役副社長 同 16年6月 同社代表取締役社長 同 20年6月 同社代表取締役会長 同 23年6月 同社相談役 現在に至る 同 23年6月 当社取締役(現)	注3	—
取締役	—	吉川 廣和	昭和17年10月25日生	昭和41年4月 同和鉱業株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 同 9年6月 同社常務取締役 同 11年6月 同社代表取締役専務取締役 同 12年4月 同社代表取締役副社長 同 14年4月 同社代表取締役社長・COO 同 15年4月 同社代表取締役社長・CEO 同 18年10月 DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長・CEO 同 22年4月 同社代表取締役会長 同 23年6月 同社相談役 現在に至る 同 24年6月 当社取締役(現)	注3	—
取締役	—	榎本 隆	昭和28年1月18日生	昭和50年4月 日本電信電話公社入社 平成15年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役 同 19年6月 同社代表取締役常務執行役員 同 20年6月 同社代表取締役副社長執行役員 同 24年6月 同社顧問 現在に至る 同 25年6月 当社取締役(現)	注3	—
取締役	—	釜 和明	昭和23年12月26日生	昭和46年7月 石川島播磨重工業株式会社入社 平成16年6月 同社執行役員財務部長 同 17年4月 同社常務執行役員財務部長 同 17年6月 同社取締役常務執行役員財務部長 同 19年4月 同社代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者 同 24年4月 株式会社IHI 代表取締役会長 同 26年6月 当社取締役(現)	注3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役	—	木谷彰男	昭和23年8月1日生	昭和47年4月 平成13年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月 同 18年4月 同 18年6月 同 23年4月	ミノルタカメラ(株)入社 ミノルタ(株)執行役員 Minolta Europe GmbH社長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)取締役 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH社長 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)常務取締役 当社常務執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)代表取締役社長 当社取締役兼常務執行役 取締役(現)	注3	38
取締役	—	安藤吉昭	昭和26年11月16日生	昭和50年4月 平成6年3月 同 10年6月 同 14年10月 同 15年10月 同 17年4月 同 19年4月 同 22年4月 同 22年6月 同 26年4月	当社入社 Konica Business Machines U.S.A., Inc. E.V.P. C.F.O 当社情報機器事業本部機器販売事業部 企画室長 コニカビジネスマシン(株)取締役 コニカミノルタビジネスソリューションズ (株)取締役 当社経理部長 執行役 常務執行役 取締役兼常務執行役 取締役(現)	注3	24
取締役	—	杉山高司	昭和25年11月21日生	昭和49年4月 平成13年4月 同 15年10月 同 17年4月 同 21年4月 同 23年6月 同 25年4月	ミノルタカメラ(株)入社 ミノルタ(株)第1開発センター長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)取締役 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)常務取締役 当社常務執行役 取締役兼常務執行役 取締役兼専務執行役(現)	注3	28
取締役	—	大須賀健	昭和38年3月4日生	昭和60年4月 平成23年4月 同 24年6月 同 25年4月 同 26年4月 同 26年6月	ミノルタカメラ(株)入社 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH 社長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ (株)取締役 当社執行役 常務執行役 取締役兼常務執行役(現)	注3	7
取締役	—	畑野誠司	昭和34年12月17日生	昭和57年4月 平成23年6月 同 23年7月 同 25年4月 同 26年4月 同 26年6月	株式会社三菱銀行入行 株式会社三菱東京UFJ銀行退職 当社入社 執行役 経営戦略部長(現) 常務執行役 取締役兼常務執行役(現)	注3	11
計							199

- (注) 1. 近藤詔治、吉川廣和、榎本隆、釜和明の4氏は、「社外取締役」であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 当社は委員会設置会社であります。各委員会については、下表のとおりで、平成26年6月19日開催の当社取締役会にて選定されております。(◎：委員長)
3. 取締役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

指名委員会	監査委員会	報酬委員会
◎近藤 詔治 吉川 廣和 釜 和明 松崎 正年 木谷 彰男	◎榎本 隆 近藤 詔治 釜 和明 木谷 彰男 安藤 吉昭	◎吉川 廣和 榎本 隆 釜 和明 木谷 彰男 安藤 吉昭

(2) 執行役の状況 (提出日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表執行役社長		山名 昌 衛	昭和29年11月18日生	(1) 取締役の状況参照	注	25
専務執行役	開発統括本部、IT業務改革部、生産統括部担当 兼 情報機器事業 開発本部長	杉山 高 司	昭和25年11月21日生	(1) 取締役の状況参照	注	28
常務執行役	経営管理部、経理部、財務部、リスクマネジメント、情報機器事業 業務革新統括部 担当	大須賀 健	昭和38年3月4日生	(1) 取締役の状況参照	注	7
常務執行役	経営戦略部長 兼 CSR・広報・ブランド推進部 担当	畑野 誠 司	昭和34年12月17日生	(1) 取締役の状況参照	注	11
常務執行役	社会環境統括部、SCMセンター、情報機器事業 品質保証統括部 担当兼 関西支社長	家氏 信 康	昭和30年3月30日生	昭和53年4月 ミノルタカメラ(株)入社 平成13年5月 ミノルタ(株)生産センター生産統括部長 同 18年6月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)取締役 同 20年4月 当社執行役 同 23年4月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)常務取締役 当社常務執行役(現)	注	13
常務執行役	アドバンストレイヤーカンパニー長	白木 善 紹	昭和29年2月9日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年10月 コニカミノルタフォトイメージング(株)取締役 同 17年4月 コニカミノルタビジネスエキスパート(株)取締役 同 22年4月 当社執行役 同 24年4月 当社常務執行役(現) 同 25年4月 コニカミノルタアドバンストレイヤー(株)代表取締役社長 当社アドバンストレイヤーカンパニー長(現)	注	9
常務執行役	情報機器事業マーケティング本部長	原口 淳	昭和30年5月24日生	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. 社長 同 18年6月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)取締役 同 23年4月 当社執行役 同 25年4月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)常務取締役 同 26年4月 当社常務執行役(現) 情報機器事業 販売本部長 情報機器事業 マーケティング本部長(現)	注	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務執行役	開発統括本部長	腰塚 国博	昭和30年9月30日生	昭和56年4月 平成16年6月 同 20年6月 同 24年4月 同 25年4月 同 26年4月	当社入社 コニカミノルタエムジー(株) 開発センター長 コニカミノルタエムジー(株)取締役 当社執行役 技術戦略部長 開発統括本部技術戦略部長 常務執行役(現) 開発統括本部長(現)	注	10
常務執行役	人事統括部長	若島 司	昭和33年3月8日生	昭和56年4月 平成18年4月 同 21年4月 同 23年4月 同 26年4月	当社入社 人事部労政グループリーダー 人事部長 執行役 常務執行役(現) 人事統括部長(現)	注	11
執行役	ヘルスケアカンパニー長	秦 和義	昭和34年3月28日生	昭和56年4月 平成13年6月 同 15年5月 同 15年10月 同 16年7月 同 18年4月 同 19年4月 同 21年4月 同 23年4月 同 26年4月	ミノルタカメラ(株)入社 F&Mイメージングテクノロジー(株) 取締役 ミノルタ(株)企画本部経営企画部長 当社経営戦略室経営企画2グループリーダー コニカミノルタフォトイメージング(株) カメラ事業部事業企画部長 当社経営戦略室長 経営戦略部長 執行役(現) コニカミノルタエムジー(株) 常務取締役 当社ヘルスケアカンパニー長(現)	注	14
執行役	インクジェット事業部長	大野 彰得	昭和28年6月12日生	昭和52年4月 平成12年12月 同 15年10月 同 16年11月 同 22年4月 同 25年4月	当社入社 IJT事業推進センター事業統括グループリーダー コニカミノルタテクノロジーセンター(株) 新規事業部IJ事業推進グループリーダー コニカミノルタIJ(株) 代表取締役社長 当社執行役(現) インクジェット事業部長(現)	注	20
執行役	情報機器事業生産本部長	浅井 真吾	昭和31年10月13日生	昭和54年4月 平成20年4月 同 20年6月 同 24年4月 同 25年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)機器開発本部長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)取締役 当社執行役(現) コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)常務取締役 当社情報機器事業生産本部長(現)	注	16
執行役	オプティクスカンパニー 企画管理統括部 担当	塩見 憲	昭和29年12月12日生	昭和52年4月 平成20年3月 同 20年6月 同 24年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタセンシング(株) 経営管理部長 コニカミノルタセンシング(株)取締役 当社執行役(現) コニカミノルタオプティクス(株)取締役	注	7
執行役	経営監査室長	鈴木 博幸	昭和32年3月16日生	昭和54年4月 平成16年4月 同 21年6月 同 24年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)MFP海外販売部 中国販売推進室長 当社経営監査室長(現) 執行役(現)	注	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	オプティクスカンパニー長	中村 富夫	昭和31年1月2日生	昭和54年4月 平成21年4月 同 21年6月 同 24年4月 同 25年4月 同 26年4月	当社入社 コニカミノルタオプト(株)企画管理統括部長 コニカミノルタオプト(株)取締役 当社執行役(現) コニカミノルタオプティクス(株)取締役 当社ハードディスク事業部長 オプティクスカンパニー長(現)	注	4
執行役	生産統括部長	伊藤 豊次	昭和30年12月20日生	昭和54年4月 平成20年10月 同 23年6月 同 25年4月	当社入社 コニカミノルタテクノロジーセンター(株)モノづくり技術センター長 コニカミノルタテクノロジーセンター(株)取締役 当社執行役(現) 生産統括部長(現)	注	19
執行役	知的財産センター、法務総務部、コンプライアンス、危機管理担当	真田 憲一	昭和32年4月8日生	昭和56年4月 平成22年4月 同 24年6月 同 25年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタテクノロジーセンター(株)知的財産センター長 コニカミノルタテクノロジーセンター(株)取締役 当社執行役(現) 知的財産センター長	注	2
執行役	IT業務改革部長	田井 昭	昭和32年4月9日生	昭和56年4月 平成21年6月 同 23年4月 同 26年4月	当社入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)開発本部ソリューション開発センターシステムソリューション部長 当社IT業務改革部長(現) 執行役(現)	注	0
執行役	Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH 社長	仲川 幾夫	昭和33年6月14日生	昭和57年4月 平成21年4月 同 23年4月 同 26年4月	ミノルタカメラ(株)入社 Konica Minolta Holdings U.S.A., Inc. 社長 Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. 上級副社長 Konica Minolta Business Solutions (China) Co. Ltd. 董事長総経理 当社執行役(現) Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH 社長(現)	注	1
計							224

(注) 執行役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の後最初に開催の取締役会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は企業価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題ととらえ、経営の透明性・効率性を高めるとともに市場環境の変化に柔軟に対応しつつ事業再編等適時適切な意思決定を行うことができる企業統治の体制を以下のとおり実現しております。

1) 企業統治の体制を採用する理由

「委員会設置会社」によるガバナンス強化

当社は経営の監督と執行を分離し、経営の監督機能を強化しております。また、経営の透明性・健全性・効率性の向上とともに執行役への大幅な権限委譲により意思決定の迅速化を図るため、「委員会設置会社」形態を採用しております。

経営の監督と執行の分離をより明確にするため、以下の工夫を行っております。

- ・独立性の高い社外取締役を選定する
- ・社外取締役4名と執行役を兼任しない社内取締役3名を選任することにより取締役総数の過半数とする
- ・取締役会議長は執行役社長等の執行役を兼任しない取締役の中から選定する
- ・3委員会の委員には代表執行役社長が就任しない

2) 企業統治の体制の概要

イ) 取締役会

当社の最高意思決定機関であるとともに、業務執行の監督を行います。

取締役会では重要な経営の意思決定に十分な時間を掛けるため、代表執行役社長へ大幅に権限を委譲することにより、決議事項を重要事項に絞っております。取締役会は当社が「経営の基本方針」として定めた中期経営計画及び年度計画大綱並びに事業再編等について、株主をはじめ様々なステークホルダーの視点を考慮しつつ社内外の取締役により集中的に討議し、適時適切な意思決定を行っております。

ロ) 指名委員会・監査委員会・報酬委員会

委員会設置会社として法定の指名、監査、報酬の3委員会を設置しております。それぞれ5名の取締役からなり、いずれの委員会もその過半数は社外取締役で構成され、さらに各委員会の委員長には社外取締役が選定されております。また、いずれの委員会にも執行役は属していません。

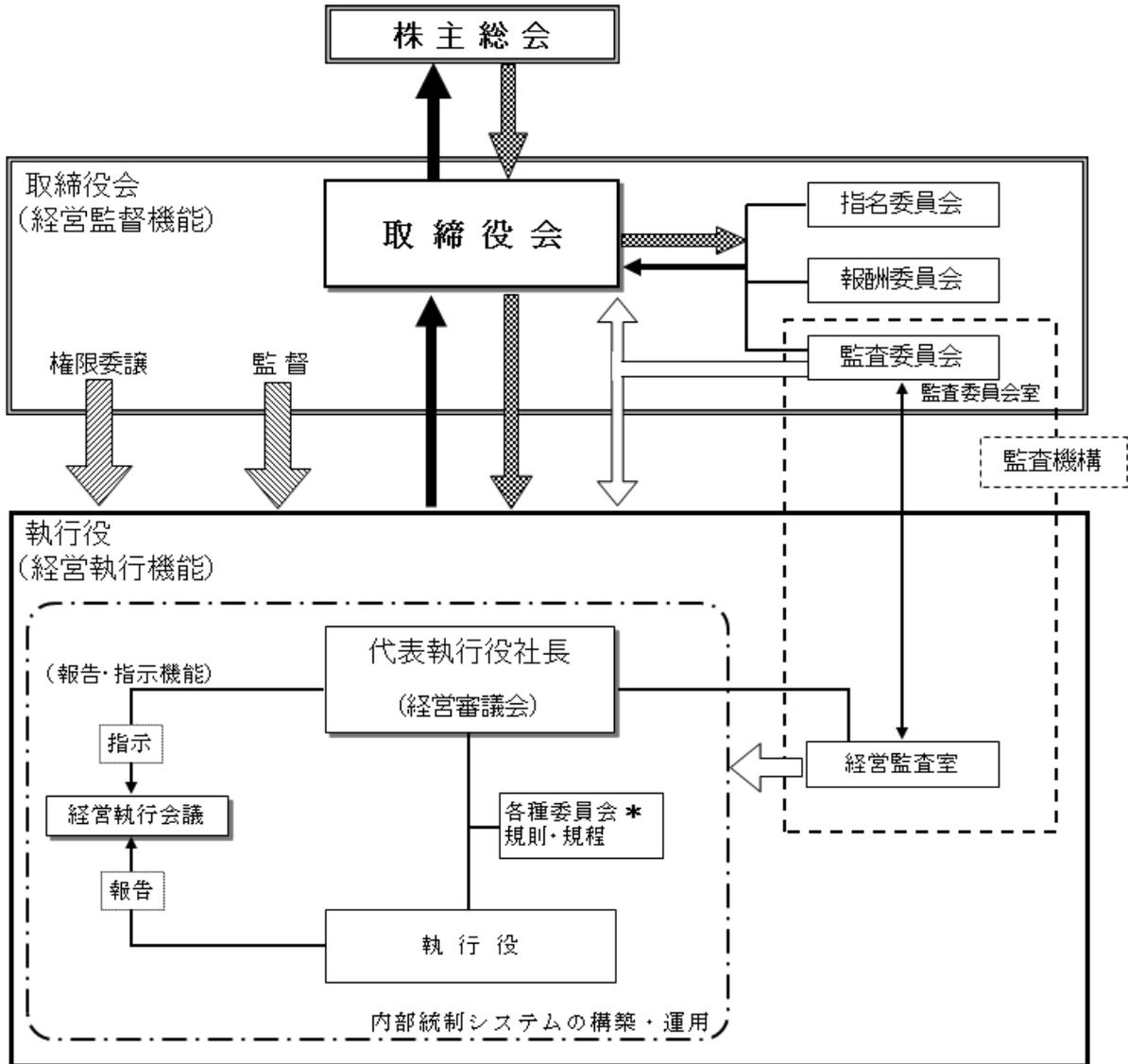
ハ) 経営審議会

代表執行役社長は取締役会より委譲された権限のもとで経営執行のための意思決定を行います。経営審議会はその代表執行役社長の意思決定をサポートする機関として、グループ経営上の重要事項の審議を行います。代表執行役、役付執行役及びコーポレート企画管理部門担当執行役等を常任メンバーとし、原則月2回開催することとしております。

ニ) 各種委員会

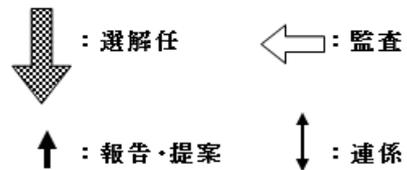
当社にとって経営横断的な事項につきましては、機能別に各種委員会を設置しております。グループの内部統制については、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、企業情報開示委員会を設置しております。また、個々の事業ごとに常にその位置付けを最適化し、グループ全体の持続的安定的な成長に向けて、事業ポートフォリオ経営を推進するため、投資評価委員会、事業評価委員会を設置し、株主から託された資本を有効に使い、その投資に対するリターンを最大化する視点でのモニタリングを行っております。併せて、当社グループの競争力を強化するため、技術戦略会議等を設置し、グループ戦略を推進しております。

コーポレート・ガバナンス体制



*** 【内部統制に関連する委員会】**

- リスクマネジメント委員会
- コンプライアンス委員会
- 企業情報開示委員会
- 投資評価委員会
- 事業評価委員会
- 技術戦略会議 他



3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法に定める「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」（会社法第416条第1項第1号ロ）、及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第416条第1項第1号ホ）に関して、取締役会において決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

イ) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- a) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、常勤の使用人を配置した「監査委員会室」を設置し、監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会の指示に従いその職務を行う。
- b) 前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、懲戒等の人事権に関わる事項は、監査委員会の事前の同意を得る。
- c) 経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に、かつ報告すべき緊急の事項が発生した場合や監査委員会から要請があった場合は遅滞なく、その業務の状況を報告する。
- d) 監査委員会が選定した監査委員は必要に応じて、経営審議会をはじめとする主要な会議に出席することができ、また、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告等を要請することができる。

ロ) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するための体制の整備に関する事項

- a) 各執行役は、執行役の文書管理に関する規則及びその他の文書管理に関する社内規則類の定めるところに従い、経営審議会をはじめとする主要な会議の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を適切に保存し閲覧が可能なように管理する。
- b) 当社は、当社グループの事業活動に関する諸種のリスク管理を所管するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下を含むリスク管理体制の構築と運用にあたる。
 - ・当社グループの事業活動に関する戦略リスクは、経営管理担当執行役が管理し、事業活動に関するその他のリスクについては、執行役の職務分掌に基づき各執行役がそれぞれの担当職務ごとに管理することとし、リスクマネジメント委員会はそれぞれを支援する。また、リスクマネジメント委員会は、重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行う。
 - ・取締役会で指名された危機管理担当執行役は、企業価値に多大な影響を与えることが予想される事象であるクライシスによる損失を最小限にとどめるための対応策や行動手順であるコンティンジェンシープランの策定にあたる。
 - ・当社グループ各社におけるリスクマネジメント体制の構築と運用の強化を支援する。
- c) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築と運用を所管するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下を含むコンプライアンス体制の構築と運用にあたる。
 - ・当社グループにおけるコンプライアンスとは、企業活動にあたって適用ある法令はじめ、企業倫理、社内規則類を遵守することと定義づけ、このことを当社グループで働く一人ひとりに対して周知徹底させる。
 - ・コニカミノルタグループ行動憲章を定め、これを当社グループ全体に浸透させるとともに、この理念に基づき、コンプライアンス行動指針等を制定する。
 - ・当社グループ各社におけるコンプライアンス推進体制を構築させ、運用させる。
 - ・当社グループのコンプライアンスの違反を発見または予見した者が通報できる内部通報システムを構築し、運用する。
- d) 当社は、事業活動全般の業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から評価・改善するために、当社グループの内部監査を担当する経営監査室を置き、内部監査規則に従い、内部監査体制の構築と運用にあたる。
- e) 当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システム及びその運用の有効性を評価する体制の構築と運用にあたる。
- f) 当社は、経営組織基本規則を定め、前各号の体制を含み、当社及び当社グループの経営統治機構を構築する。また当社は、経営審議会その他の会議体及び権限規程等の社内規則類を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の構築と運用に努め、更に当社グループの事業活動の全般にわたる管理・運営の制度を必要に応じて見直すことによって業務遂行の合法性・合理性及び効率性の確保に努める。

- 4) 当事業年度における取締役会及び委員会の活動状況
- 取締役会（当事業年度14回開催）においては、中期経営計画「Gプラン2013」の最終年にあたり各事業戦略と重要施策の達成状況を確認するとともに、新中期計画「TRANSFORM2016」策定に至る審議等を行いました。
- 指名委員会（当事業年度7回開催）において、取締役候補者の選定は在任中の社外取締役からの社外取締役候補者の推薦を含め、年齢や在任年数の制限を原則として定めた等の取締役選任基準及び社外取締役の独立性基準に沿って行いました。執行役の選任にあたっては取締役会決議の前に、選定プロセス・選定理由等について報告を受け、チェックを行いました。
- 監査委員会（当事業年度17回開催）は原則として毎月開催し、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実のチェック、構築・運用されている内部統制システムの監視・検証を行うとともに、会計監査人監査についても独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかのレビュー等を厳格に行いました。
- 報酬委員会（当事業年度6回開催）においては、役員個人の報酬の決定に先立ち、報酬体系及び報酬水準の妥当性を確認しました。
- 5) 責任限定契約の内容の概要
- 会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において、当社は社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において限定する契約（一定の範囲に限定する契約）を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、社外取締役は当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 任期中に社外取締役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なくその任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えたときは、会社法施行規則第113条に定める金額の合計額に「2」（会社法第425条第1項第1号のハ）を乗じて得た額をもって、損害賠償責任の限度額とする。
- ② 監査委員会監査及び内部監査の状況
- 1) 監査委員会について
- 当社は、委員会設置会社であるため、監査役ではなく「監査委員会」を設置しております。監査委員会は、5名の取締役によって構成され、うち3名は社外取締役であります。
- 監査委員会は、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムの監視・検証、会計監査人の監査の方法及び結果のレビュー、会計監査人の選任・解任の有無の決定を行っております。
- なお、監査委員松本泰男氏は、当社の経理・財務担当の常務執行役として4年にわたり、計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類の作成を行っております。
- また、監査委員会を補佐する独立した事務局として、常勤の使用人を配置した「監査委員会室」を設置しております。
- 2) 内部監査について
- 当社は、代表執行役社長直轄の組織として、当社のみならずグループ全体の内部監査機能を担う「経営監査室」を設置しております。
- 経営監査室は、当社の「内部監査規則」に則り、監査計画を作成した上で、財務報告の信頼性、業務の効率性・有効性、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。また、監査指摘事項に対してどのような改善取り組みを行っているかを確認するフォローアップ監査や、海外の子会社に対する現地の統括スタッフによる監査や経営監査室のスタッフによる現地往査を実施しております。
- 3) 監査委員会監査、内部監査及び会計監査人監査の相互関係並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について
- イ) 監査委員会と会計監査人の関係状況
- 監査委員会は、会計監査人と年間相当な回数の会合を持ち、会計監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに、監査委員会からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。また監査法人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒアリングを行い、確認をしております。監査委員会は、会計監査人の監査の方法及び結果に関する詳細な監査報告を受けるのみならず、都度監査実施報告書を受領し会計監査人の監査の実施状況の把握に努めています。監査委員会が把握している事実と照合することもあわせ、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。
- ロ) 監査委員会と内部監査の関係状況
- 当社は、委員会設置会社で監査委員会を設置しておりますが、国内子会社は、全て監査役設置会社であり、うち大会社については監査役会を設置しております。監査委員会は、内部監査部門としての経営監査室に加え、各社監査役と、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。
- 経営監査室は、内部監査に関する監査報告書と定期的監査活動報告書・モニタリング報告書をまとめ、代表執行役社長に報告すると同時に監査委員会にも報告を行っております。
- なお、監査委員会は、経営監査室に対し、特別監査を指示できることを規定しております。

ハ) 監査委員会監査と執行役の関係

監査委員会が選定した監査委員は、経営審議会等の重要会議に出席し、執行役が策定する中期経営計画並びに年度計画大綱及び年度予算の審議プロセスを監督し、経営目標の妥当性を確認しております。また、それら計画の重要な経営課題の遂行状況や当該年度予算の執行状況を、取締役会における執行役からの業務執行状況報告等を通して監督しております。

経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に業務の状況を報告しております。一方で、監査委員会は、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告等を要請することができます。

③ 社外取締役

1) 社外取締役の員数

社外取締役は4名であります。

2) 社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について

平成26年6月定時株主総会で選任された社外取締役4氏と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係は以下のとおりであります。

近藤詔治氏は、日野自動車株式会社の相談役であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

吉川廣和氏が相談役であるDOWAホールディングス株式会社の子会社DOWAエレクトロニクス株式会社と当社の生産子会社との間には取引関係がありますが、DOWAホールディングス株式会社及び当社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

榎本隆氏が顧問である株式会社エヌ・ティ・ティ・データと当社との間には当社から同社にERPソフトウェアのライセンス料及び保守料を支払う等の取引関係がありますが、両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

釜和明氏は、株式会社IHIの代表取締役会長であります。同社と当社との間の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役はいずれも株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

3) 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、一般株主の目線に基づく監督機能を充実することが重要と考え、指名委員会が定めた独立性基準に沿って独立性の高い社外取締役を選任しております。日常的な役割としては、経営陣や特定のステークホルダー(大株主・取引先・関係会社等)から独立した一般株主の視点に立ち、特に株主と経営陣との間で利益相反を生じるケースにおいて、一般株主の保護並びに株主共同の利益の確保のために経営の監督を担っております。社外取締役は取締役会の中で、執行役からの提案、あるいは重要課題の検討状況報告に対して、一般株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な企業経営経験に基づいて適宜助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性の向上に貢献しております。また、指名・監査・報酬の3委員会においては、社外取締役が各委員長を務めることにより透明性の向上に貢献しております。

なお、社外取締役として有用な人材を迎え入れて、期待される役割が十分に発揮できるよう、当社は社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。(前述「①企業統治の体制 5) 責任限定契約の内容の概要」を御参照ください。)

4) 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容について

当社指名委員会は平成19年に社外取締役の独立性基準を定めました。平成26年6月定時株主総会で選任された社外取締役4氏につきましては、当社指名委員会の独立性基準をはじめ、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の基準を満たしております。

当社指名委員会が定めた「社外取締役の独立性」運用基準は以下のとおりです。

〔「社外取締役の独立性」運用基準〕

次の事項に該当する場合は『独立取締役』とは言えないと判断する。当社指名委員会は、これらの事項に該当せず、独立性の高い社外取締役候補者を選定する。

イ) コニカミノルタグループ関係者

- ・本人がコニカミノルタグループ出身者
- ・過去5年間に於いて、家族(配偶者・子供、2親等以内の血族・姻族)がコニカミノルタグループの取締役・執行役・監査役・経営幹部の場合

ロ)大口取引先関係者

- ・コニカミノルタグループ及び候補者本籍企業グループの双方いずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の業務執行取締役・執行役・従業員の場合

ハ)専門的サービス提供者(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントなど)

- ・コニカミノルタグループから過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している場合

ニ)その他

- ・当社の10%以上の議決権を保有している株主(法人の場合は業務執行取締役・執行役・従業員)の場合
- ・取締役の相互派遣の場合
- ・コニカミノルタグループの競合企業の取締役・執行役・監査役・その他同等の職位者の場合、または競合企業の株式を3%以上保有している場合
- ・その他の重要な利害関係がコニカミノルタグループとの間にある場合

5) 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方について

社外取締役の候補者選定におきましては、取締役選任基準及び社外取締役の独立性基準を満たすことに加え、出身分野における実績と識見を有すること、並びに取締役会及び委員会の職務につき十分な時間が確保できることを重視しております。社外取締役4氏は、当社に対する独立性とともに、企業経営者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会及び3委員会を通してコーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考えております。

6) 社外取締役による監査と監査委員会監査、内部監査及び会計監査との相互関係並びに内部統制部門との関係について

当社の監査委員会の過半数(3名)は社外取締役であります。

これら社外監査委員は、監査委員会において、監査担当の社内監査委員から執行役の業務の執行状況について、内部監査部門及び会計監査人から監査結果について、内部統制を所管する執行役から各業務の状況について、それぞれ報告を受けております。また、必要に応じ内部統制を所管する執行役に調査・報告等を要請することができます。

監査委員会の活動状況、内部監査及び会計監査との関係状況、内部統制部門との関係については、前述「② 監査委員会監査及び内部監査の状況」を御参照ください。

7) 社外取締役の活動状況

当事業年度に在任していた社外取締役 伊藤伸彦、近藤詔治、吉川廣和、榎本隆の4氏の取締役会・委員会への出席率は平均90%を超え、経営の監督及び助言のための積極的な発言をもって参画しております。併せて、適宜、監督・監査の一環として開発・生産・販売などの現場視察や、代表執行役社長・取締役会議長その他の取締役と取締役会運営をはじめ様々な観点から意見交換を行っております。

8) 社外取締役へのサポート体制

社外取締役への議題の事前説明を当該議題の担当執行役又は事務局が行い、取締役会における活発な議論と円滑な運営を支えております。また、監査委員会事務局としての「監査委員会室」と同様に、取締役会と指名・報酬委員会の事務局として「取締役会室」を設置し、それぞれのスタッフが社外取締役をサポートすることにより、取締役会及び各委員会が適切に機能するよう努めております。

④ 役員報酬等

1) 取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

当社は、委員会設置会社として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を置き、社外取締役を委員長とすることにより透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しております。当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものとします。報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とします。報酬委員会は、この趣旨に沿い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

イ) 報酬体系

取締役（執行役兼務者を除く）については、経営を監督する立場にあることから短期的な業績反映部分を排し、基本報酬としての「固定報酬」と、中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストック・オプション」で構成する。なお、社外取締役については「固定報酬」のみとする。

執行役については、「固定報酬」の他、短期のグループ業績及び担当する事業業績をも反映する「業績連動報酬」と、中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストック・オプション」で構成する。

ロ) 総報酬及び「固定報酬」は、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位別に妥当な水準を設定する。

ハ) 「業績連動報酬」は、当該年度の業績水準（連結営業利益）及び年度業績目標の達成度に応じ支給額を決定する。年度業績目標の達成度に従う部分は標準支給額に対して0%～200%の幅で支給額を決定する。目標は、業績に関わる重要な連結経営指標（売上高・営業利益・ROE等）とする。

ニ) 「株式報酬型ストック・オプション」は、株主視点に立った株価連動報酬として、社内取締役及び執行役を対象に新株予約権を付与するものである。権利付与数は役位別に決定する。

ホ) 執行役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬型ストック・オプション」の構成比は60：25：15を目安とし、上位者は固定報酬の比率を引き下げて業績連動報酬の比率を高くする。なお、経営環境の変化に対応して報酬水準、報酬構成等について適時・適切に見直しを行っていく。

平成17年6月に廃止された従来の退任時報酬は、報酬委員会において当社における一定の基準による相当額の範囲内で個人別金額を決定いたしました。当該廃止時点以前より在任している各役員の退任時に支給する予定であります。

2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分		合計	報酬額 (百万円)					
			固定報酬		業績連動報酬		株式報酬型 ストック・オプション	
			人員	金額	人員	金額	人員	金額
取締役	社外	43	5名	43	—	—	—	—
	社内	156	3名	127	—	—	3名	28
	計	199	8名	170	—	—	3名	28
執行役		926	24名	551	24名	238	24名	136

(注) 1 期末日（平成26年3月31日）現在、社外取締役は4名、社内取締役（執行役非兼務）は3名、執行役は24名であります。

2 社内取締役は、上記の3名のほかに4名（執行役兼務）おりますが、その者の報酬等は執行役に含めて記載しております。

3 業績連動報酬につきましては、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。

4 株式報酬型ストック・オプションにつきましては、取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対して報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を記載しております。

5 上記報酬のほか、平成17年6月に廃止された従来の退任時報酬につき、報酬委員会の決議に基づいて当事業年度中に以下のとおり支払っております。

執行役（2名） 2百万円（平成25年3月31日退任）

なお、当事業年度において報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりです。

1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
68銘柄 26,140百万円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
丸紅(株)	3,570,000	2,588	協力関係維持のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,300,000	2,395	金融取引に関わる関係維持のため
三菱倉庫(株)	864,000	1,486	協力関係維持のため
オムロン(株)	543,000	1,291	協力関係維持のため
(株)百十四銀行	3,078,000	1,145	金融取引に関わる関係維持のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	283,600	1,113	金融取引に関わる関係維持のため
(株)常陽銀行	1,950,000	973	金融取引に関わる関係維持のため
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	416,517	864	金融取引に関わる関係維持のため
(株)T & Dホールディングス	753,600	829	金融取引に関わる関係維持のため
(株)千葉銀行	723,500	468	金融取引に関わる関係維持のため
(株)上組	400,000	338	協力関係維持のため
ノーリツ鋼機(株)	657,800	312	協力関係維持のため
レンゴー(株)	660,000	304	協力関係維持のため
(株)みなと銀行	1,700,000	300	金融取引に関わる関係維持のため
持田製薬(株)	220,000	262	協力関係維持のため
(株)静岡銀行	254,000	256	金融取引に関わる関係維持のため
(株)きんでん	401,446	248	協力関係維持のため
千代田化工建設(株)	221,000	243	協力関係維持のため
(株)伊予銀行	241,000	203	金融取引に関わる関係維持のため
(株)愛知銀行	31,900	172	金融取引に関わる関係維持のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	825,000	171	金融取引に関わる関係維持のため
(株)りそなホールディングス	285,700	140	金融取引に関わる関係維持のため
NKS Jホールディングス(株)	67,000	138	金融取引に関わる関係維持のため
清水建設(株)	325,450	100	協力関係維持のため
(株)シーイーシー	155,800	98	協力関係維持のため
(株)広島銀行	190,000	82	金融取引に関わる関係維持のため
(株)山梨中央銀行	188,000	78	金融取引に関わる関係維持のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	評価額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,428,000	3,028	議決権行使指図権限
(株)群馬銀行	1,145,000	648	議決権行使指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	52,400	197	議決権行使指図権限

(*) 上記は全て、当社が退職給付信託に拠出しているものであります。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
MGI Digital Graphic Technology S. A.	550,000	2,884	協力関係維持のため
丸紅(株)	3,570,000	2,527	協力関係維持のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,300,000	2,451	金融取引に関わる関係維持のため
オムロン(株)	543,000	2,248	協力関係維持のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	283,600	1,250	金融取引に関わる関係維持のため
三菱倉庫(株)	864,000	1,200	協力関係維持のため
ローム(株)	217,300	1,068	協力関係維持のため
(株)百十四銀行	3,078,000	1,024	金融取引に関わる関係維持のため
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	416,517	978	金融取引に関わる関係維持のため
(株)常陽銀行	1,950,000	959	金融取引に関わる関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	753,600	933	金融取引に関わる関係維持のため
大日本印刷(株)	906,020	900	協力関係維持のため
(株)ニコン	454,800	802	協力関係維持のため
NOK(株)	408,600	679	協力関係維持のため
(株)千葉銀行	723,500	452	金融取引に関わる関係維持のため
サカタインクス(株)	470,000	450	協力関係維持のため
(株)きんでん	401,446	401	協力関係維持のため
(株)上組	400,000	380	協力関係維持のため
レンゴー(株)	660,000	373	協力関係維持のため
大日本スクリーン製造(株)	716,773	357	協力関係維持のため
千代田化工建設(株)	221,000	315	協力関係維持のため
持田製薬(株)	44,000	307	協力関係維持のため
(株)みなと銀行	1,700,000	295	金融取引に関わる関係維持のため
日産化学工業(株)	187,000	288	協力関係維持のため
(株)小森コーポレーション	200,000	260	協力関係維持のため
(株)静岡銀行	254,000	250	金融取引に関わる関係維持のため
(株)伊予銀行	241,000	223	金融取引に関わる関係維持のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	評価額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,855,000	6,154	議決権行使指図権限
(株)群馬銀行	2,290,000	1,286	議決権行使指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	104,000	458	議決権行使指図権限

(*) 上記は全て、当社が退職給付信託に拠出しているものであります。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

⑥ 会計監査の状況

当社は、会社法監査と金融商品取引法監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員 業務執行社員 中 村 嘉 彦

指定有限責任社員 業務執行社員 岩 出 博 男

指定有限責任社員 業務執行社員 染 葉 真 史

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士26名、その他22名の計48名となっております。

⑦ その他

1) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

3) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める旨を定款で定めたことと平仄を合わせるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

5) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	85	16	177	9
連結子会社	195	—	82	—
計	280	16	259	9

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、連結子会社で503百万円であり、また非監査業務に基づく報酬は、当社が3百万円、連結子会社が617百万円、合計で620百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、連結子会社で581百万円であり、また非監査業務に基づく報酬は、当社が1百万円、連結子会社が226百万円、合計で228百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準（IFRS）の導入に係るアドバイザリー業務及びグループ経営体制の再編に係るアドバイザリー業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準（IFRS）の導入に係るアドバイザリー業務及びグループ経営体制の再編に係るアドバイザリー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、具体的な定めはありませんが、過年度実績や世間相場を踏まえ、監査項目、監査時間数、報酬単価等を勘案した上で、監査委員会の同意を得て決定しております。